

ツールの使用による安全衛生規程の作成

ソフトの立上げ

1. パソコンの立ち上げ⇒インターネットに接続
2. 「全国産業資源循環連合会ホームページ」に移動
3. 画面下方「処理企業の方へ」⇒「安全衛生」を選択
4. 画面中程「安全衛生規程作成支援ツール」を選択
5. 「安全衛生規程作成支援ツール」への入力

お問い合わせ 

公益社団法人
全国産業資源循環連合会

連合会のご案内

連合会の活動

処理企業の方へ

排出事業者の方へ

行政からのお知らせ

出版物のご案内

①「処理企業の方へ」に矢印を重ねる

環境を守り、
産業を支える

最新情報

2018/6/21 低炭素社会実行計画 第1カテゴリー企業等の公表をしました。

お問い合わせ 

公益社団法人

全国産業資源循環連合会

連合会のご案内	連合会の活動	処理企業の方へ	排出事業者の方へ	行政からのお知らせ	出版物のご案内
連合会の概要	要望・提言	産業廃棄物処理委託契約	適正な処理委託のご案内	行政からのお知らせ一覧	書籍購入フォーム
組織図	業界指針・業界自主基準	マニフェスト	委託先を選ぶ/探す		いんだすとバックナンバー購入フォーム
所在地案内	地球温暖化対策	講習会（処理業許可・特官責任者）	実地確認チェックリスト		送料・支払い方法
正会員リスト	災害廃棄物処理支援	セミナー/イベント			
賛助会員リスト	調査・報告書	業界指針・業界自主基準			
倫理綱領		適正処理推進プログラム			
公開情報		安全衛生			
行事予定		人材育成			

②「安全衛生」をクリック

環境を守り、産業を支える

最新情報

安全衛生管理体制の構築

厚生労働省では、産業廃棄物処理業における労働災害の減少を図るための基盤整備事業の一環として、平成15年に「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」、「安全衛生チェックリスト」を作成しました。

「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」は、労働安全衛生法を基本として、各事業場において安全衛生管理体制を構築するための事項および労働災害防止のために実施すべき事項を規定し、その解説を加えたものです。

▶ 「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」【令和元年5月改訂版】 (1.08MB) 

また、当連合会安全衛生委員会において、従業員数、処理内容を選択するだけで、自動的に「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」に沿った安全衛生規程の作成を可能とするツールを作成しました。より事業場の現状に合った安全衛生規程の作成が可能となりますので、ぜひ活用下さい。

▶ 「安全衛生規程作成支援ツール（令和元年5月更新）」はこちら 

③「安全衛生規程作成支援ツール」はこちらをクリック

「安全衛生チェックリスト」は、各事業場の安全衛生活動への取組状況を自己診断するためのツールとして活用可能な内容となっています。

▶ 「安全衛生チェックリスト【平成30年7月改訂版】」 (2.2MB) 

▶ 「安全衛生チェックリスト【平成30年7月改訂版】エクセル版」 

安全衛生規程作成支援ツール入力画面

(<http://www.zensanpairen.or.jp/kitei/form.html>)

安全衛生規程作成支援ツール

従業員数、処理内容を選択するだけで、自動的に「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」に沿った安全衛生規程ができあがります。作成された安全衛生規程はテキストファイルで保存されますので、お手持ちのワープロソフトで細かい文言などを修正・追加、必要のない項目を削除できます。より事業場の現状に合った安全衛生規程を作成してください。

1. 会社名をいれてください。

1. 会社名を入力

2. 従業員数を選択してください。【※事業場毎の従業員数とする。】

1～9人 10～49人 50～99人 100人以上

2. 自社の従業員数を選択

3. 処理内容を選択してください。

- 収集運搬
- 中間処理
- | | |
|--------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 重機作業 | <input type="checkbox"/> 活性汚泥 |
| <input type="checkbox"/> 圧縮プレス | <input type="checkbox"/> 中和 |
| <input type="checkbox"/> 焼却 | <input type="checkbox"/> 脱水 |
| <input type="checkbox"/> 破碎 | <input type="checkbox"/> 乾燥 |
| <input type="checkbox"/> 混合 | <input type="checkbox"/> 油水分離 |
| <input type="checkbox"/> 選別 | <input type="checkbox"/> 感染性 |
| <input type="checkbox"/> 固形化 | <input type="checkbox"/> 廃石綿 |
- 最終処分

3. 自社の業種と、中間処理業を営んでいる場合は自社の処理内容を選択する。

4. 表示オプションを選択してください。

- 関連法令
- 「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」該当ページ

4. 関連法令と、モデル安全衛生規程の該当ページを表示するか選択

5. 作成ボタンをクリックしてください。【※テキストファイルで出力されます。】

※テキストファイルで出力されます。

5. 作成ボタンをクリック

全産廃連 安全衛生規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、産業廃棄物処理業の事業者（以下「事業者」という。）が労働災害の防止及び労働者の健康の保持増進に寄与するために実施する事項を定め、もって職場における安全と健康の確保、快適な職場環境の推進に資することを目的とする。

(遵守義務)

第 2 条 事業者は、この規程を遵守し、労働災害の防止及び労働者の健康の保持増進に努めなければならない。

(安全衛生方針の表明)

第 3 条 事業者は、安全衛生方針を表明し、これを事業場に掲示する等の方法で労働者に周知しなければならない。

(安全衛生管理計画)

第 4 条 事業者は、安全衛生管理計画を作成し、労働災害の防止と労働者の健康保持増進のための施策を実行しなければならない。

第 2 章 安全衛生管理体制

(安全衛生推進者)

第 5 条 事業者は、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場においては、法令で定めるところにより、安全衛生推進者を選任し、第 6 条及び第 7 条の安全及び衛生に係わる技術的事項（又は衛生に係わる業務）を担当させなければならない。

2 事業者は、安全衛生推進者を選任したときは、安全衛生推進者の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。

(作業主任者)

第 6 条 事業者は、労働災害を防止するための管理を必要とする一定の作業について、法令で定めるところにより作業主任者を選任し、その者に作業に従事する労働者の指揮等の事項を行なわせなければならない。

第 3 章 安全衛生教育、就業制限等

(雇入れ時の教育)

従業員数50～99人における収集運搬業の規程案

第1章 総則

第2章 安全管理体制

第3章 安全衛生教育、就業制限等

第4章 作業環境管理等

第5章 健康管理

第6章 安全衛生管理共通基準

第7章 収集運搬作業の安全衛生管理基準

第1章 「総則」について

第1章はこの規程を定める目的を示し、「遵守義務」、「安全衛生方針の表明」、「安全衛生管理計画」について定め、この規程を守ることにより、労働災害の防止と健康を守ることの決意を表明するものです。

[修正ポイント]

この4条に関しては、内容について変える必要はないと思います。

以下全ての条文に係ることですが、主語が「事業者は」となっていますが、違和感のある方は、「自社の社名」又は「当社は」等の表現に変えても構いません。

また、「労働者は」の表現についても「従業員は」に変えても良いでしょう。

第2章 「安全管理体制」について

第2章については、従業員数で内容が変わっています。

従業員数によって、

1～9名 「安全衛生スタッフの選任」、「産業医に準ずる医師の活用」

10～49名 「安全衛生推進者の選任」、「産業医に準ずる医師の活用」

50～99名 「安全管理者」、「衛生管理者」、「産業医」、「安全衛生委員会」

100名以上 「総括安全衛生管理者」、「安全管理者」、「衛生管理者」、「産業医」、「安全衛生委員会」

と別れています。これは法律でそのように決められているためです。

さらに、50名以上の会社には、「安全衛生委員会」の設置が規定されています。

「作業主任者」については、従業員数に係わらず必要です。

第3章 安全衛生教育、就業制限等について

第3章は従業員に対する教育と就業制限(資格を持った者しかできない業務)について規定しています。

教育については、雇入れ時の教育、特別教育、職長等の安全衛生教育の3種類が必要とされています。

就業制限のある業務と必要な資格については、別表に示します。

別表 就業制限業務と必要な資格（「職場のあんぜんサイト」より）

就業制限業務	必要な資格
発破作業	発破技師の免許等
制限荷重が 1 t 以上の揚貨装置の運転	揚貨装置運転士の免許
ボイラー（小型ボイラーを除く）の取扱い	特級ボイラー技士、一級ボイラー技士又は二級ボイラー技士の免許若しくはボイラー取扱技能講習の修了（一定の業務に限る）
ボイラー（小型ボイラーを除く）又は第 1 種圧力容器の溶接	特別ボイラー溶接士又は普通ボイラー溶接士の免許（資格により溶接できるものが異なる）
ボイラー又は第 1 種圧力容器の整備	ボイラー整備士の免許
つり上げ荷重が 5 t 以上のクレーン（跨線テルハを除く）の運転	クレーン・デリック運転士の免許又は床上操作式クレーン運転技能講習の修了（床上操作式クレーンに限る）
つり上げ荷重が 1 t 以上の移動式クレーンの運転	移動式クレーン運転士の免許又は小型移動式クレーン運転技能講習の修了（つり上げ荷重が 5 t 未満のものに限る） （道路上の走行は、道路交通法による免許が必要）
つり上げ荷重が 5 t 以上のデリックの運転	クレーン・デリック運転士の免許
潜水器を用いる潜水	潜水士の免許
ガス溶接等の作業	ガス溶接作業主任者の免許又はガス溶接技能講習の修了等

別表 就業制限業務と必要な資格(「職場のあんぜんサイト」より)

就業制限業務	必要な資格
最大荷重が1 t以上のフォークリフトの運転	フォークリフト運転技能講習の修了等 (道路上の走行は、道路交通法による免許が必要)
機体重量が3 t以上の整地・運搬・積み込み用又は掘削用の車両系建設機械の運転	車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習の修了等 (道路上の走行は、道路交通法による免許が必要)
機体重量が3 t以上の基礎工事用の車両系建設機械の運転	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習の修了等 (道路上の走行は、道路交通法による免許が必要)
機体重量が3 t以上の解体用の車両系建設機械の運転	車両系建設機械(解体用)運転技能講習の修了等 (道路上の走行は、道路交通法による免許が必要)
最大荷重が1 t以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転	ショベルローダー等運転技能講習の修了等 (道路上の走行は、道路交通法による免許が必要)
最大積載荷重が1 t以上の不整地運搬車の運転	不整地運搬車運転技能講習の修了等 (道路上の走行は、道路交通法による免許が必要)
作業床の高さが10 m以上の高所作業車の運転	高所作業車運転技能講習の修了等 (道路上の走行は、道路交通法による免許が必要)
つり上げ荷重が1 t以上のクレーン、移動式クレーン等の玉掛け作業	玉掛け作業技能講習の修了等

第4章 作業環境管理等

第4章では、作業環境測定、作業環境測定の結果に基づく措置の実施、保護具の使用、騒音対策、粉じん対策、照明が規定されています。

[修正ポイント]

収集運搬業の場合、積み替え保管を持たない場合については、事務所の照度や騒音の測定を行えばよいでしょう。これは、作業を行う場所が引取り先、荷下ろし場所で、自社で行うことは困難だからです。

積み替え保管で選別作業等を行っている場合については、上記に加え、保管場所の粉じんの測定等も必要になると思います。

第5章 健康管理

第5章では、健康診断について規定しています。一般健康診断と特殊健康診断があります。

従業員が50人を超える事業者が、一般健康診断を行った場合、直ちに報告書を労働基準監督署長に通知することが規定されています。

第6章 安全衛生管理共通基準

第6章では、具体的な管理基準について規定されています。したがって自社で行っていない作業や所有していない設備関係については省略することができます。

第1節 総則

ここでは、一般的事項、リスクアセスメント、作業計画、作業指揮者、点検関係、作業手順書、機械設備の安全化、火気使用管理について規定されています。

[修正ポイント]

自社で移動式クレーンやフォークリフト等を使用していない場合、それらに関する文言は削除することができます。また、収集運搬のみで機械設備を使用していない場合については、その項を削除することができます。

第2節 車輛等の作業基準

ここでは、一般的事項、貨物自動車、移動式クレーン、玉掛け、フォークリフト等、ドラグショベルについて、個々に規定されています。

[修正ポイント]

移動式クレーン、フォークリフト、ドラグショベル等を使用していない場合は、関連項目を削除することができます。また、一般的事項の中でも、使用していないものについては、その文言を削除することができます。

第3節 共通作業基準

ここでは、受入れ作業、保管作業、重量物取扱作業、高所作業、はい作業、高温環境下作業につき、具体的に規定されています。

[修正ポイント]

自社で行っていない作業については削除することができますが、そのまま使える項目が多いと思います。自社で独自の規定がある場合はそれに合わせてください。(例:高所作業 2m⇒1m)

第4節 緊急事態への対応

ここでは、緊急事態対応マニュアル、教育訓練、緊急事態発生時の措置、事後処理について規定されています。

[修正ポイント]

そのまま使える項目が多いと思います。ボイラー等自社で使用していない装置等の文言があれば、その文言を削除できます。

第7章 収集運搬作業の安全衛生管理基準

第1節 排出物の確認

ここでは、排出物の確認について規定されています。

[修正ポイント]

そのまま使えると思いますが、各社で独自の決めがある場合は修正してください。

第2節 収集運搬車両等の作業基準

ここでは、一般的事項、排出元での作業、最終処分場での作業が規定されています。

[修正ポイント]

特別管理産業廃棄物を扱っていない場合等については、その項目は省略することができます。

第3節 収集運搬車別作業

ここでは、パッカー車、バキューム車、脱着式コンテナ車、走行運搬作業について規定されています。

[修正ポイント]

走行運搬作業については、そのまま使用することができると思います。自社にない種類の車輛については、その項を削除することができます。

以上でツールを使用した収集運搬業安全衛生規程作成の講習は終わりです。

現在の安全衛生規程作成ツールを使用し、初めて安全衛生規程を作成することを想定し、講習会を開催しました。

安全衛生に係る法律も素人にとっては複雑で、安全衛生の根幹となる安全衛生規程を作ることには極めて困難でした。

まだまだ完璧な安全衛生規程とはいかないかもしれませんが、このツールを使うことで、かなりの分野をカバーできると思います。

皆さんに使用していただくことで、さらなるバージョンアップも可能になります。

知り合いの事業者で、まだ規定を作成していない方がおられたら、皆さんが先生となって、規程作成のお手伝いをしてあげてください。

ご清聴ありがとうございました。

公益社団法人全国産業資源循環連合会
第2次労働災害防止計画を推進するための労働安全衛生標語 入賞作品

安全衛生委員長賞

作って認識、守って安心、安全衛生規程

優秀賞

安全衛生規程、作って実行、目指せゼロ災害

言葉にしよう！伝えよう！作って守る、安全衛生規程！

佳作

さあ作ろう！明るい未来を守る道標となる安全衛生規程

安全衛生規程の策定で 職場の安全 社員の安心

正しい手順と安全配慮 作ろう守ろう安衛規程

規程で目指す減らそう労災増やそう安全守ろう皆の未来